

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和4年度実施政策)

(総務省R4-⑪)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室		作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 林 弘郷	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。 [中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。					政策評価実施予定時期	令和6年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績(値) ^(※2)				
施策手段		基準年度	目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討・実施 <アウトプット指標>	NHKのインターネット常時同時配信、NHKガバナンス改革、衛星基幹放送の周波数有効利用を内容とする放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)の成立・施行及び当該法改正に伴う関係政省令の改正 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続(特定基地局開設料に関する制度)の対象に、「移動受信用地上基幹放送」(V-High帯域を活用した携帯端末向け放送)を追加するなどの「電波法の一部を改正する法律案」を国会へ提出(令和2年2月)	令和元年度	令和7年度	社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、外資規制の実効性確保のためのガバナンス強化等、必要な制度整備及び組織体制の強化を実施 社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施 社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施	社会経済状況等の変化を踏まえ、放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定 なお、基準値及び基準年度については、放送法の一部を改正する法律の附則第9条「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新法第九十三条第一項の認定に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」の規定に基づき設定 【参考】 調査結果を活用した法令等の見直し等の件数 令和3年度:4件 令和2年度:6件 令和元年度:16件 平成30年度:5件 平成29年度:7件 平成28年度:8件 平成27年度:4件

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては地方公共団体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には地方公共団体等に対して貸し出すことにより、災害時における臨時災害放送局等の迅速な開設を図るとともに、運用体制を整備する。</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化のため、送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練を実施するとともに、テレビ放送を途絶させないために、運用体制の整備を図るための可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行う。</p>	<p>2</p>	<p>臨時災害放送局等の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等、運用研修・訓練の実施回数 〈アウトプット指標〉</p>	<p>大規模災害の発生時において地方公共団体等が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時から送信点調査や運用訓練等を実施するとともに、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて、可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練の実施についての検討</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>平成29年度</p>	<p>機器配備の総合通信局等(11局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査や運用訓練等を実施。また、テレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えて可搬型予備送信設備等を配備し、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を実施</p>	<p>令和5年度</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等及び運用研修・訓練の実施回数 26回以上 (臨災局:11局×2回) (可搬型:4局×1回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各地方公共団体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する地方公共団体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、地方公共団体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、送信点調査及び運用訓練等の実施回数について指標として設定</p> <p>また、熊本地震では、地上テレビ放送の中継局が被災した際、復旧までに時間を要したことから、本格復旧までの応急措置として、国が可搬型予備送信設備等を地方公共団体等に使用させることを可能とする体制を平成30年度から整備し、大規模災害時においてテレビの中継局や共聴施設が被災した場合に備えた運用研修・訓練の実施も目標値に追加した。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた地方公共団体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取決め等の締結等)</p> <p>令和2年度:15.6%(11総合通信局等) 令和元年度:15.1%(11総合通信局等) 平成30年度:14.6%(6総合通信局) 平成29年度:14.6%(6総合通信局) 平成28年度:11.7%(4総合通信局) 平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)平成28年度までは、機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の地方公共団体。平成29年度からは、上記に加え、北陸及び中国の2総合通信局管内の地方公共団体も含めた6総合通信局管内の地方公共団体。なお、令和元年度は、当該機器が未配備である5総合通信局等(東北、関東、東海、近畿及び沖縄)に配備したことから、11総合通信局等の地方公共団体が該当</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>3</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付 【平成29年度】</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>令和2年度</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請</p>	<p>令和5年度</p>	<p>NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請</p>			<p>海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請することが重要であることから、指標として設定</p> <p>【参考】NHKにおける各年度の受信環境整備状況 令和2年度:約3.2億世帯</p>
<p>放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等に寄与すること</p>	<p>ケーブルテレビネットワークの光化</p>	<p>4</p>	<p>ケーブルテレビの光化率 〈アウトプット指標〉</p>	<p>28.7%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>50%程度</p>	<p>7年度末を目途</p>	<p>7年度末を目途に光化率50%程度の達成を目指す。</p>			<p>放送を通じ、災害時等において確実かつ安定的な情報伝達の確保等をするに当たり、耐災害性強化に資する光化の推進が重要であることから、ケーブルテレビネットワークの光化率(ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯割合)を指標として設定</p> <p>ケーブルテレビネットワークの光化率50%程度という目標は、甚大な被害をもたらす自然災害が近年相次ぎ、光化の必要性・重要性が高まっていることを踏まえ、省内において検討し、策定した目標値である。</p> <p>【事業スキーム】 災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。</p> <p>〈事業主体〉市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ※ これらの者の所有するケーブルテレビネットワークの譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務の提供についてこれらの者が担ってきた役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。</p> <p>〈補助率〉市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2 第三セクター(承継事業者):1/3</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和4年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度				
(1)	放送ネットワーク整備支援事業(平成26年度)		※5		-	※5	0099	
(2)	放送政策に関する調査研究(平成19年度)		※5		1	※5	0100	
(3)	国際放送の実施(昭和26年度)		※5		3	※5	0101	
(4)	地域ICT強靱化事業(平成26年度)		※5		2	※5	0102	
(5)	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業(平成30年度)		※5		4	※5	0103	
(6)	放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度)		※5		1	※5	0104	
(7)	ケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業(令和元年度)		※5		-	※5	0105	
(8)	BS右旋帯域の再編等に係る経費(令和2年度)		※5		-	※5	0106	
(9)	ケーブルテレビネットワークの構築におけるローカル5G活用技術に関する調査研究(令和3年度)		※5		-	※5	0107	
(10)	地上放送のインフラの存り方に関する調査研究(令和3年度)		※5		-	※5	0108	
(11)	放送法(昭和25年)	-	-	-	1	<p>放送法第1条において、次のとおり規定されている。</p> <p>放送法(抜粋) (目的) 第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。 <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施</p>		
政策の予算額・執行額 (※3)		7,537百万円 (6,959万円)	6,638百万円 (5,873百万円)	5,015百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						-	-	-

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 令和4年度を除き、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※5 総務省 令和4年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html)を参照